

総社市財務規則及び総社市財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 4 月 2 4 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第 2 3 号

総社市財務規則及び総社市財産規則の一部を改正する規則

(総社市財務規則の一部改正)

第 1 条 総社市財務規則 (平成 1 7 年総社市規則第 3 8 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第 3 (第 8 1 条関係)				別表第 3 (第 8 1 条関係)			
設置場所		出納員	委任事務	設置場所		出納員	委任事務
略				略			
総務部	略			総務部	略		
	人材育成推進室	室長	室の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部		人材育成推進室	室長	室の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部
	特別定額給付金支給室	室長	室の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部				
略				略			

(総社市財産規則の一部改正)

第 2 条 総社市財産規則 (平成 1 7 年総社市規則第 4 6 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	

改正後				改正前			
別表（第22条関係）				別表（第22条関係）			
設置場所		物品出納員	委任事務	設置場所		物品出納員	委任事務
略				略			
総務部	略			総務部	略		
	人材育成推進室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部		人材育成推進室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部
	特別定額給付金支給室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部				
略				略			

附 則
この規則は、公布の日から施行する。